

会 議 録

会議名	第1回目黒区障害者差別解消支援地域協議会会議録
開催日時	平成29年3月2日(木)午後6時30分から午後8時30分
場所	目黒区総合庁舎2階大会議室
出席者	(委員) 岩崎 北本 田島 長尾 片淵 稲垣 原 團村 山田 内田 土屋 富樫 吉田 天田 岩原 黒澤 篠崎 遠山 片柳 (幹事) 人事課長事務取扱 人権政策課長 子育て支援課長 教育指導課長 障害福祉課長 (事務局) 健康福祉部長 障害福祉課障害施策推進係 (その他) 障害福祉管理係長 障害施設事業係長 知的障害者相談係長 発達 支援係長
議題	《地域協議会委員委嘱式》 《地域協議会》 1 会長選出、副会長選出 2 委員・幹事自己紹介 3 会議録の取扱いについて 4 平成28年度上期障害者差別解消に係る相談事例について 5 平成29年度地域協議会予定及び啓発事業について 6 その他 7 閉会
配布資料	<事前配布> 次第 資料1 委員名簿 資料2 会議録の取り扱い 資料3 障害者差別解消法にかかる相談事例 資料4 共生社会をめざす取り組み 参考資料1 合理的配慮を実現するためのアンケート 参考資料2 合理的配慮を実現するためのアンケート事例 地域協議会設置要綱 <当日配布資料> 資料5 共生社会をめざす取り組み(追加) 参考資料2の2 合理的配慮を実現するためのアンケート事例(追加)
議事概要	《委嘱式》 区長より委員に委嘱状を交付した。 《地域協議会》 障害福祉課長より、障害者差別解消支援地域協議会の目的について、障害者差別解消に係る相談内容の情報共有及び解決の支援並びに共生社会の実現に向けた啓発・周知事業などについて、各委員の経験等により幅広く意見・提案を受け、更なる差別の解消や共生社会の実現に近づけるために立ち上げたことを説明した。 事務局により、事前配布資料、当日机上配布資料等の確認を行った。 1 会長・副会長の選出 地域協議会設置要綱第5条により、岩崎会長、北本副会長を選出した。

- 2 委員ならびに幹事の自己紹介
各委員ならびに幹事が自己紹介を行った。
- 会 長 「イエローカード」のルールについて
障害当事者の委員をはじめ全体で協議を進めるために、発言はできるだけ具体的にゆっくりわかりやすく説明する、「イエローカード」が上がったら、もう一度説明をすることをルールとする。
- 3 「目黒区障害者差別解消支援地域協議会に係る会議録の取り扱い」について
事務局より資料2について説明し、了承される。
- 4 「平成28年度上半期障害者差別解消に係る相談事例」及び参考資料「障害者への合理的配慮を実現するためのアンケート」について
事務局より資料3の平成28年度上半期4月～9月までに目黒区で受けた相談事例6件について説明した。
参考資料1について、平成27年10月中旬から11月中旬にかけて障害施設を利用する障害当事者、その家族、利用施設の職員、障害者団体、相談支援事業所や手話通訳などの支援者の方を対象にアンケートを実施し、総計356件、困った事例204件、配慮を受けられ助かった事例152件中、主な困った事例を参考資料2及び参考資料2の2にまとめた。
- 【意見交換】**
事務局からの説明等を受け、委員間で意見交換を行った。
- 委 員 投票所の件について、18歳への選挙権拡大に際し、目黒区では選挙管理委員会において、障害者に関する事例パンフレットを作成し、投票所に配置した。東京都内でもこのような取り組みは少なかった。このパンフレットを都内の団体との懇談の席で配布した経緯があることを報告する。
- 会 長 上半期について、好事例はないか。
- 事務局 好事例は挙がっていない。下半期については、好事例も報告することを周知した。
- 委 員 銀行のATMの暗証番号を行員に入力の依頼をすることの法的な状況について、一般の行員の誰でも構わず暗証番号を教えて良いものか疑問がある。福祉従事者にも秘守義務を持っている者たちもいるが、どうなのか。
- 委 員 金融機関においては、多くの個人情報職員が取り扱っており、内部規程によって秘密保持の義務はあると思う。窓口業務の中では、暗証番号記載欄はシーリングされていると思う。配慮として暗証番号入力をおこなうのであれば、個人情報管理も必要となる。ATMでの対

応だけでなく、窓口その他の方法による事務処理も考えられると思う。具体的に金融庁がどのように考えているのか研究していきたい。

委員 視覚障害があり、声だけでは発言者の確認ができないので、最初に名前を名乗ってから発言してほしい。

会長 障害当事者からの配慮の申し出があったので、発言の前に名前を名乗ることをお願いする。

委員 指が動かないので、手続はヘルパーに依頼するか、病院などの支払いの際には、病院の職員に見ている前で請求金の出し入れを行ってもらっている。幸いなことに盗難等にはあったことはないが、盗難などの被害にあった事例も報告されている。この記載だけでは判断できない状況。

委員 金融庁の回答にもあるが、金融機関の職員の方々はある程度倫理的な教育を受けられ、業務に従事されているから信頼に値すると考える。ただ、私も成年後見制度による後見人として障害者の方の後見しており、中には後見人による不祥事の事例も報告されている。色々な意味において、障害者の人権が十分に保障されているか難しい状況もある。金融庁の指導や金融機関における教育内容等について、情報があれば引き続き研究していくが、事務局においても引き続き情報収集をお願いしたい。

委員 『わかってください』を配った。すべて分かっている人はいない。自分たちも行政も同様であるから、文句を言う前に、又は言った後で、提案していくべきだ。自助、共助ということで、行政も一緒に動いてくれる。中目黒駅も、左側はバリアフリー、右側は段差ができていたが、行政に話し29年度予算で対応してくれることになった。権之助坂に歩道橋があったために車いすの通行が非常にしにくい状況であったため、検討されて取り払ってくれた。大鳥中学校のグリーンベルトも設置することが出来た。いろいろ提案することが大事だ。今後も団体としての提案をしていきたい。

委員 合理的配慮の提供にあたっては、配慮を求める意思の表明を法律上の要件としているが、一方では配慮をする側は更に進んで、配慮を求められなくても、配慮を求めていると外見上に難くない場合にあっては、一步進んだ対応要領を作っている自治体等もあると聞いているので、差別解消法を更に進める視点で目黒区でも動いていくべきと感じている。

委員 目黒区の事例の1番にあったように、「外見の障害を前提にした投票所の係りの声かけに傷つけられた」という場合もあり、個別ケースで声を掛けた方が良い人や声を掛けない方が良い人があり、また、適正な声掛けがすべての職員にできるとは限らないので、選挙で言えば投票の案内等の印刷物に「お手伝いが必要な方はお申し出ください。」など記載し、安心して投票ができる環境、配慮があることを示し、その後に個別ケースに対応すべきと考えている。

事務局 平成25年度から平成27年度まで選挙管理委員会事務局長を務めていた間に、障害がある方の投票環境を整えることに取り組んだ。その中で投票用紙には法定事項のみしか印刷できないが、選挙の前に送付する入場券の封筒の中にご案内を同封している。「障害者や高齢者で配慮が必要な場合、お声かけをお願いいたします。」との表示を記載し、また、区報やホームページにおいても案内に努めている。

委員 声かけについては難しさがあるが、声のかけ方を「何かお手伝いできることはありますでしょうか。」などに統一することにより、合理的配慮の提供方法として適切かつ差別に当たらないと思う。そのような話し合いが選挙管理委員会事務局との間で行われたのではないかと思慮する。

事務局 選挙管理委員会事務局においては、障害者の方も投票しやすくするための職員向けのマニュアルを作成し、投票所管理者や立会人への配布をしている。マニュアルでは、一般的・基本的な対応の考え方として、お困りの方への声かけについて定め、「何かお手伝いをしましょうか。」として記載をしている。このマニュアルを策定後、初めての選挙で発生した事案である。事前に、投票所等に従事する職員（約300～400名）に対する説明会において、マニュアルの策定及び趣旨を説明することによって、意識が高まっている中、積極的に声をかけようという気持ちの強さが表れてしまったことにより、相手の方に対する配慮に若干欠ける結果となってしまったと考える。

委員 視覚障害により全く見えない。選挙の際には、様々な障害のある方が色々困ることがある。選挙管理委員会のマニュアルの内容について、目黒区障害者自立支援協議会意思疎通部会で、高次脳機能障害、失語症の会、聴覚障害、肢体不自由の方たちと検討した。

その際、「配慮について書かれてはあるが、ここはおかしいよ。ここは違うよね。」という意見があった。例えば「投票所に文鎮が置いてあること」について、「なぜ文鎮が置かれているのか、文鎮があることを知らせることはできないか」等当事者の意見をまとめて伝えた

ことにより、次の選挙に関する広報では、投票所にある文鎮やコミュニケーションボードなど様々な物品について紹介された。

ただし、聴覚障害等外見から分かりにくい場合、コミュニケーションボードがあっても、係が直ぐに対応できないこともある。まず声かけ等を含め関わっていく事により、どのような配慮が必要か理解されていくので、声をかけることは必要だと話し合った。

また、いつも利用する地域の投票所では、すぐ点字の担当職員に引き継いでくれるが、初めて行った期日前投票所でもわかってもらえていると思い何も言わずにいたら、代理投票と勘違いをされ「書きましようか。」と声をかけられた。こちらの驚いた様子に声をかけた職員の方も驚いていた。こうした状況になった時には、色々な人が来る場所で、あらためて障害について知ってもらえたと考えるようにしている。また、こちらから「どうしたいかを聞いて下さい」とお願いしている。障害当事者も「やってくれなかった。」と言うだけでなく、次回はどうのようにしてほしいかを伝えていくことが大事である。

会 長 相手の方も良かれと思ってやっているが、人それぞれに必要な配慮が違うことを前提に、どのようなお手伝いをするのが良いのかを尋ねる、あるいは余計なお世話をしてしまった場合には、当事者の方から出来ればこうしてほしいと声に出して周りの人に伝えることがとても重要なことと思う。

委 員 私は、何か重しがないと文字が書けないため、最初の頃は投票所でお願ひし、職員が押さえてくれていたが、何度か通っているうちに文鎮が記載台に置かれるようになり、配慮がされるようになったと実感した。逆に投票前日の土曜日に雪が降り、車椅子では滑るため日曜日に投票所へ行くことが厳しい状況となったことを、住んでいるところの選挙管理委員会事務局に電話で伝えたところ、「投票所への移動までは保証出来ない。」との回答で、投票を諦めることになってしまった経験もある。

委 員 参考資料2「障害者への合理的配慮を実現するためのアンケート事例」5番において、「車椅子利用者がいるにもかかわらず、障害のない方が当然のようにエレベーターの順番を譲らなかった」とのことについて気になった。障害のある方に対する配慮の仕方を教育機関においてモラル教育として、道徳的教育がされていないためにこのような事例が起きている。教育現場で状況を教えていただきたい。

委 員 教育機関では、思いやりの気持ちを持つ、親切にするなどは道徳の価値項目であり、学校でも指導を行っている。しかし、十分かと問わ

れば十分でない部分がきっとあり、この事例のような事象が生じてしまうのだらうと思う。こうした事例を子どもたちに紹介しながら、一人一人がより深く道徳的な価値について考えていけるように、これからの道徳教育は変わっていかねばならないと改めて感じた。学校の方でも子どもたちとともに様々な事例を取り上げながら考えていく。

委員 学校現場では、道徳教育とともに日々の生活の中で子どもたちは、様々な事象にぶつかって自分たちで解決してみる、又は自分たちの解決では不十分なところを教師が指導していくことの連続であり、学校教育現場でそのあたりの意識を高めることが学校の使命と思う。

委員 民生・児童委員は、小さな子どもからお年寄りまでを対象としている。基本的にはモラルは家庭生活の中で学んでいくことだが、世間が慌ただしい状況で、家庭で子どもに行き届かないことが積み重なっているという問題もあり、学校教育でもある程度お願いしたいことである。モラルというのは、みんなが問題を共有し、「困っているね、助けてあげようね。」といった日々の教育が大事であると思う。孫を見ていると「世代は変わってしまった。」と感じるが、自分なりに余分な声かけを心掛けている。教育は学校だけで行うものではなく、例えば現代の都心に住む若者に対して優しい言葉をかけることなど、心なごませることが地域での支え合いになり、それが障害のある人が困っていることにも、よりやさしい気持ちが向けられていくことにつながっていくことを望む。親切なのか、おせっかいなのか分からないこともあるが、私たちが分からなかったことは伝えてもらうことにより、さらに理解が深められると思う。

委員 参考資料2「障害者への合理的配慮を実現するためのアンケート事例」の番号2「医療的ケアがある子どもたちは、公立学校に入学できない。」について、学校には保健教諭がいるが、そのあたりはどのようなになっているか、区の教育関係の方からその状況について説明していただきたい。

幹事 医療的ケアといっても様々であり、必要な医療的ケアや障害の状態などは個々に違うため、状況や意向を十分に把握し、本人の能力を最大限に伸ばせる就学先を決定している。「公立学校の通常学級に就学できなかった。」との記載であるが、医療的なケア等の状況に鑑みて、就学の相談をさせてもらっている。

委員 個別的であるかと思うが、具体的事例はあるか。

幹 事 現在のところ事例は少ないが、大鳥中学校と油面小学校にはわかたけ学級という特別支援学級が設置されていて、肢体不自由で軽度の困難さがある児童を対象としている。入学後に身体状況の変化を事由として、看護師2名配置されており、日々の健康管理や緊急対応をしている。また、小学校の通常学級にも看護師を配置して、緊急時の対応をしている事例もある。

幹 事 今までは、特別支援学校においても医療的なケアが必要な児童生徒は、障害の種別よりも医療的ケア対応ができる肢体不自由の学校に入学することとなっていたが、その是非について都教育委員会で議論されている。原則、「子どもは地域で育ち、地域に帰っていく。」とのことで、都の新計画では、知的障害の特別支援学校でも、医療的ケアを必要とする子どもを受け入れるために看護師を配置する方向である。また、予算がついても、看護師の人的確保の課題はあるが、解決していくことにより地域で学ぶ環境が整えられ、特別支援教育の充実につながる可能性がある。

委 員 両親が障害に気付かなかったため、学生時代、特別支援学校との縁がなかった。今後は、両親、近所の方々、学校の先生が早く気付いて、特別支援学校と連携できれば良いと思うが、学校ではどのような対応をしているのか教えてほしい。

幹 事 目黒区では、小学校では特別支援教室という事業をしている。通常の学級に在籍している発達障害のある児童が、週2時間ほど通常学級から抜けて、自立活動や教科の補充を行う特別な指導を受けてもらっている。また、28・29年度の2か年、都から委託を受け、中学校でもそのモデル事業を行っている。

さらに、平成27年3月に策定した「特別支援教育推進計画(第三次)」に基づく「就学前からの教育相談体制の充実施策」として、昨年10月から就学前ガイダンスを始めた。目黒区医師会の小児科医の先生、大学の特別支援教育の研究者、当課の心理士といった専門家が、相談を希望する幼稚園、こども園、保育所を訪問して、相談を受け、また訪問状況に添って助言するもので、2月までに約40名の児童について相談を受けた。29年度は6月頃から訪問を開始する予定であり、特別支援学校、特別支援学級、特別支援教室などの通所学級、通常学級の様々なステージにおいて、例年70～80件ほどの相談いただいている。

委 員 駅ホームでのエレベーターの事例で、子どもへの教育の問題が出されたが、別途教育現場にお願いしたいことはある。全てが教育現場で

解決できるものではないと考えるが、この協議会としては、事例から障害者の理解が進み差別をどう無くしていくかが大切なことなので、行政、専門職、地域住民ができること、状況を置き換えれば、団体や商店街などで起きてもおかしくない事例が容易に想像できる。委員の皆様が具体的な取り組みを団体や個人として行っていただくことが、この地域協議会に求められることと思う。

また、教育現場の委員へのお願いだが、子どもたちは非常に素直なので、先生からの教を自身に浸透させる。親や大人たちが、地域での見本となっていく必要がある。学校においても、子どもたちが学んだことを家庭に持ち帰り両親に話すようにご指導いただき、PTA活動等の中でも「思いやりの教育」についてご紹介いただくなど、お力添えをお願いしたい。

会 長 本日は色々なお立場の委員の皆様にお集まりいただいているので、地域で事業を営まれる皆様からもご意見をいただきたい。

委 員 知的障害児の親の立場で話しをさせていただく。地域協議会の目標の一つである「共生社会をめざす」取り組みについて、小さい頃から、学校や家庭、地域全体で極当たり前のこととして、障害のある人もいれば色々な人々が集い、それぞれの能力があって、それが各自の個性であるという状況にあれば、大人になってからも当たり前となっていくはずだが出来ていない。子どもは、区内保育園に通い、純粹に仲間であるとの認識のもと一緒に通った子どもたちは少しできないことがある子として、学芸会の劇や運動会などでも自然に助けてくれた。そのような素地があれば、そのまま持ち上がっていい方向に進むと思う。小学校からは特別支援学校に通っている。特別支援教育もとても大事だと思うが、その線を引く時点においてインクルジョンでなく、社会からはイクスクルードになっている。理想論ではあるが、インクルーズのままでホームルームにはクラスの皆が集まり、各自の能力に応じてそれぞれの教科を回るような学び方が社会でもできれば良いと思う。

子どもたちが小学校、特別支援教育における漢字の学習に際して、障害の「害」の漢字を習い始めた時に、「害」の意味のイメージが良くない。個人的には「障がい」とするか、「障碍」の字を使う。子ども側からすれば「害」という字を使うということは、「良くない又は悪い」という印象を与えてしまう。漢字の使い方ではあるが、当用漢字として行政は使わなくてはいけないのかも知れないが、このことも一つのテーマであり、課題なのではないかと思う。

委 員 目黒区では、社会福祉協議会を窓口として、小学校で体験学習を实

施している。この中の委員にも講師の協力をお願いしている。第四中学校跡地にグループホームや特別養護老人ホームに併設した障害者入所施設の整備計画を進めている。また、第六中学校跡地においても、福祉施設の整備計画が進んでいる。施設整備完成後には、施設を利用した災害時の訓練だけでなく、学びの場としての活用やボランティア増加に向けた取り組みなど周知啓発活動に使っていくことで、理解者を増やすことができるのではないかと。高齢、障害を問わず交流を図っていくべきであり、民生・児童委員の方々と懇談会を行っている。障害のある人たちが、もっと前に理解を求めていくことが必要である。

また、区内を運行するバスにおいて、障害者が乗車していくために、バスの運転者が下車して介助することに対して、健常者が「バスが遅れることへのクレーム」を入れている光景があるのも実態である。もっと障害のある者が理解を得るための活動を自分たちも自助努力を怠らず行っていくことが重要である。

委員 小・中学校での体験学習は、15年ほど前から、目黒区社会福祉協議会で、「車椅子体験」「手話体験」「点字体験」の3種類のプログラムをおこなっている。点字体験では、小学校4年生の教科書にでている50音の点字を打ってみるだけのところが多く、打っても覚えることができないので、体験学習の講師をする際には「点字はどうしてあるのか、誰が使うのか、どういうふうに使われているか、どのような人たちがこの点字を使っているか。」をカリキュラムに加えて伝えている。また、町の中で障害のある人に出会って際の声かけ体験も行っている。小学生なので「無理をしないこと」「出来ることをする」を基本に、「お手伝いしましょうか。」と、障害者だけでなく困っている人や高齢者にも声かけするように推奨している。別の障害当事者の方から「子どもだけに啓発してもだめだよ。大人に啓発しなければ絶対良くならない。」と言われたこともあったが、将来を見据え子どもに啓発していくことで少しでも理解を得る努力をしている。今年度は、11箇所の児童館や学校で体験授業を実施している。準備段階で担当の先生にご理解いただいてから、実施している。最近、移動のバスや商店街などの中で子どもから声を掛けてくるなど、変化が見られるようになった。

また、今は実施されていないが、新任の先生方への研修を行ったこともあった。そこから体験学習に繋がる機会を得ることもあったが、担当の先生が変わると継続されないこともある。学校公開日やPTAの方と一緒に点字体験を行うこともある。少しずつでも種を蒔いていければと考えている。

5 「平成29年度地域協議会予定及び啓発事業」について

事務局 地域協議会は、年に2回程度を予定しており、今回は6月5日（月）から6月7日（水）の間に開催予定、場所は目黒区総合庁舎1階E会議室、人事異動等も考慮し4月中旬頃に調整する。

資料4、5について説明した。

委員 色々な啓発活動の説明を受けたが、様々な法人や事業をされている団体へは周知をされているのか。また、団体の方々とタイアップした取り組みは可能であるのか。

事務局 区民講演会の開催については協議会の立ち上げの説明の際に、産業団体連合会においては加盟団体に周知のチラシを会報とともに送付いただき、各事務局にチラシを配布させていただき、一部役員会等でご利用いただけたと考えている。

委員 啓発事業について、知的障害者の親の会が10年ほど前に50周年の記念事業として、パーシモンホール大ホールにて、仙台を舞台に障害者と健常者が街中で音楽祭を行っている映画の上映を実施した。こういった障害者団体のイベント事業は、身内だけが集まることが多かったため、障害周知を重視することから、商店街連合会、自由が丘商店街振興組合や都立大学商店街連合会、NHKのコンクールに優秀な成績をおさめた大岡山小学校の合唱団等、各方面にお願いし、参加者の半数以上が一般の方々でした。団体の皆様のご協力を得て、今後も啓発周知を進めていきたい。4年ほど前から歯科医師会とも懇談会を開催し、今後医師会とも連携をすすめていきたい。

会長 地域協議会に参加いただいた団体からのご意見等をいただきたい。

委員 啓発に関してご協力をしていきたいと考えているが、加盟する企業等に周知するにあたっては、色々な事業を紹介すると分散してしまうため、メインの事業を選び周知を行っていくことは可能と考えている。

委員 団体としても案内いただければ、協力できる範囲で出席してゆきたいし、興味のある一般の方々にお知らせしたいとのことであり、ポスターの掲示やチラシの配布などの協力もできるので、事務局と調整をお願いしたい。また、このような協議会に参加することは初めてのため、どのようにしていったら良いのか模索中であるが、本日の様々な意見が今日一番ためになった。また、町の中には様々な事象が見受けられることを他の委員からご発言いただき、子どもは教えれば直ぐに実践したがるが、大人は色々なことで感情が先に立って一歩が踏み出

せていないということが現状かと思う。様々な形で啓発していくことが求められていると思う。地元でも、バリアフリーに関して、ハード面のバリアフリーは時間や費用も掛かるため、並行する形で気持ちの中から「まちのバリアフリー」に取り組んでいこうとしている。今回のことを持ち帰り参考とさせていただきたい。

委員 当団体では、障害者の就労面での協力を、今後PRしていきたいと考えている。一人でも多くの方が就労できるように啓発していきたい。

委員 法人の経営を行うにあたり、障害者の法定雇用率が決められており、それをクリアしないと罰則がある。先程ご指摘のあった障害の「害」の漢字のイメージが悪い。言葉自体が差別でないか。また、障害者虐待なども同様にダメージが強すぎて参加者が少なくなってしまう。もっと柔らかいソフトな言葉使いに配慮が必要ではないか。それらによる、一般者が興味や理解を覚える取り組みが必要であると思う。また、雇用の問題やハラスメントなどの課題とともに、勉強しながら共生していければと考えている。

委員 色々分からないこともあるが、勉強の一つとして地域協議会に参加させていただいた。

委員 就労の問題について、雇用促進連絡会を開催しており、産業団体の皆様に協力をいただいている。当団体が企画する講演会等のチラシ等配布も協力をお願いしており感謝している。就労したい地域の障害者と接する中で、「就労するのであれば、身近な地域で就労していきたい。」との強い要望がある。雇用の法人は、目黒区内より隣接の区にある企業が多いため、交通機関を利用して通勤することとなるが、5年前の大震災をきっかけとして、交通機関が止まった場合の障害当事者の不安と家族の不安があり、身近な地域で仕事ができる仕組みがほしいとの声がある。今すぐ就労というわけではなく、身近で仕事の体験をする場所が増えることを念頭においている。企業側も受け入れのための人員体制や仕事の切り出しが必要など、非常に悩まれることが多いと思うので、就労支援機関が全面的にサポートしていくので、まず1～3日ほど障害のある方と仕事をしてみる場を作っていただきたくお願いしたい。

委員 啓発・周知事業のPRの手段について、お話しさせていただきます。私の団体でも啓発等のイベント事業を行っている。ホームページや団体広報誌などで行っているが、アンケートでも参加の情報源の一番となっている「めぐろ区報」が一番効果が期待できる。ただし、若い年

代層はフェイスブックでのイベント情報を試行で掲出しており、区でも情報媒体を利用した情報発信が為されていると思うが、色々なPR手段により多くの方に参加いただける事業を取り組んでいきたい。

6 その他

事務局 区では「障害者差別解消法対応ハンドブック」を東京都や目黒区での相談内容を一部含め作成した。各企業等においても参考にしていただきたい。

地域協議会に際し、個人番号（マイナンバー）提供カードの提出を依頼した。未提出の方は、地域協議会終了後手続きをお願いする。

委員 今日の会議に際して、事務局で事前に自動点訳ソフトによる点訳資料を作成してもらった。資料ごとに、一つ一つ「墨字」を作成して点字変換してもらい、バインダー1冊の量となっているが、この資料により、本日の会議に参加することができた。

会長 配慮が及ばないことも在るかも知れないが、意見をいただきながら進めていきたい。半年に1度の協議会であるが、次回またよろしくお願いしたい。

8 閉会

以 上